

平成30年度川越市社会福祉協議会 「子ども食堂育成に係る補助金」 募集要項

市民の地域における身近な地域交流の場としての子ども食堂を通じて、子ども達が社会性や自主性を身に付け、子どもに限らず、その他の者に対する食事の提供ができる子ども食堂の新規の開設及び施設の運営を支援することを目的に、今年度のみ単年度事業として、補助事業を実施します。

1 対象事業

子どもを含めた、地域住民を対象とした居場所づくり又は交流を目的とした場の提供で、次の要件を満たす団体が行う事業とする。

- (1) 川越市内に活動場所を有する公益的な活動を行う事業者であること。
- (2) 2名以上で構成されていること。
- (3) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (4) 特定の政党若しくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動を行わないこと。
- (5) 川越市暴力団排除条例（平成24年12月21日条例第32号）に規定する暴力団でない団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない団体であること。

2 対象団体

- (1) 川越市内で子ども食堂を開設するものであること。
- (2) 子ども食堂の運営に継続性を持ちつつ年6回以上定期的に開催するものであること。
- (3) 利用者の安全及び衛生の確保並びに個人情報の保護のために必要な措置を講じていること。

3 補助金の使途等

- (1) 補助金の使途は、次に掲げる経費に限り使用するものことができるものとする。
講師謝金、旅費交通費、賃借料(研修等の会場費)、物品借上費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、器具備品費、修繕費、その他理事長が適当と認めた経費
- (2) 補助金は、次の経費に充てることができないものとする。
人件費、食材費、子ども食堂運営主体の賃借料・光熱水費・会報や記念誌等発行費・事務経費等、団体・グループ内での親睦を主とした事業経費、その他理事長が適当でないと認めた経費
- (3) 補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

4 補助金の総額及び補助金額

- (1) 補助金総額は、20万円（平成30年度埼玉県社会福祉協議会子ども食堂育成事業助成金）の範囲内とする。
- (2) 補助金は、1団体当たり5万円を限度とする。

5 申請書等の様式

- (1) 申請時の書類
 - ① 子ども食堂育成事業補助金申請書（様式第1号）
 - ② 子ども食堂育成事業実施計画書（様式第2号）
 - ③ 食堂育成事業収支予算書（様式第3号）
 - ④ 活動内容又は計画内容がわかる書類（規約、パンフレット、チラシ、定期刊行物等）
- (2) 報告等

- ① 子ども食堂育成事業実績報告書（様式第4号）
- ② 子ども食堂育成事業実施状況表（様式第5号）
- ③ 子ども食堂育成事業収支決算書（様式第6号）
- ④ 補助内容がわかる書類（パンフレット、チラシ、写真等）

6 補助金の返還等

次のいずれかに該当する場合は、補助金の返還を求めることがある。

- (1) 申請書の記載事項が虚偽又は事実と相違する場合
- (2) 報告内容が申請内容と異なる場合

7 申込方法

郵送又は市社協窓口（月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分）に持参

8 申請締め切り

平成30年12月14日(金) **必着**

9 問い合わせ・送付先

社会福祉法人川越市社会福祉協議会 地域福祉課

〒350-0036

川越市小仙波町2-50-2

TEL：049-225-5703(代)

FAX：049-226-7666

メール：fukushisuishin@kawagoeshi-syakyo-or.jp

担当：野原、長尾